別紙様式第３号（第48条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）半期報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住所
組合名
代表理事
組合長氏名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

第１　半期事業成績表
第２　貸借対照表
第３　損益計算書
第４　事業費の明細

（記載上の注意）

１　組合の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し又は新たに項目を設けて記載すること。

２　この様式中、「第２　貸借対照表」、「第３　損益計算書」に注記すべき事項は、「第３　損益計算書」の次に一括して記載することができる。

３　法第16条第２項の設立認可申請書又は法第35条第６項の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

第１　半期事業成績表　（単位：件、円）

区分		半期成績		累計	
		件数	金額	件数	金額
半期始	元受保険				
	受再保険				
新契約	元受保険				
	受再保険				
解約	元受保険				
	受再保険				
収入保険料□	元受保険				
	受再保険				
支払保険金	元受保険				
	受再保険				
半期末	元受保険				
	受再保険				
事業費					

（記載上の注意）

１　本表には再保険に付した分を控除しないものを記載すること。

２　金額の定めのない契約については、件数欄に括弧を付して内書すること。

第２　　年度中（　　年　　月　　日現在）半期貸借対照表

（単位：円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払備金	
買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		その他負債	
買入金銭債権		未払法人税等	
金銭の信託		リース債務	
有価証券		資産除去債務	
貸付金		その他の負債	
有形固定資産		賞与引当金	
無形固定資産		退職給付引当金	
その他資産		役員退職慰労引当金	
前払年金費用		繰延税金負債	
繰延税金資産		・・・・・・・・・・・・・	
貸倒引当金	△	・・・・・・・・・・・・・	
		負債の部合計	
		（純資産の部）	
		出資金	
		剰余金	
		損失塡補準備金	
		その他剰余金	
		出資金等合計	
		株式等評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		評価・換算差額等合計	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　継続企業の前提（組合が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

①　金銭の信託の評価基準及び評価方法

②　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

③　有形固定資産の減価償却の方法

④　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

⑤　ヘッジ会計の方法

⑥　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約

から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑦　その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

⑷　子会社等に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務の当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額

⑸　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの。）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

⑹　重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

⑺　子会社等の株式又は出資金の総額

⑻　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

⑼　中間会計期間の末日後、当中間会計期間が属する事業年度（当中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

⑽　以上のほか、組合及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

２　法令等に基づき、又は組合及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

３　「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の１を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

４　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第３

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）半期損益計算書

（単位：円）

科目	金額	
経常収益		×××
保険引受収益	×××	
正味収入保険料	(×××)	
為替差益	(×××)	
その他保険引受収益	(×××)	
資産運用収益	×××	
利息及び配当金収入	(×××)	
有価証券売却益	(×××)	
有価証券償還益	(×××)	
金融派生商品収益	(×××)	
為替差益	(×××)	

その他経常収益	×××	
経常費用		×××
保険引受費用	×××	
正味支払保険金	(×××)	
支払備金繰入額	(×××)	
責任準備金繰入額	(×××)	
為替差損	(×××)	
その他保険引受費用	(×××)	
資産運用費用	×××	
有価証券売却損	(×××)	
有価証券償還損	(×××)	
為替差損	(×××)	
事業費	×××	
その他経常費用	×××	
経常剰余金（又は経常損失金）		×××
特別利益		×××
特別損失		×××
税引前当期純剰余（又は税引前当期純損失）		×××
法人税住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	
法人税等合計		×××
当期純剰余（又は当期純損失）		×××

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

⑴　損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

⑵　以下の収益及び費用に関する内訳

①　正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額

②　正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額

③　事業費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額

⑶　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　当中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

②　収益を理解するための基礎となる情報

③　当中間会計期間及び当中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

②及び③に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

⑷　以上のほか、組合の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2　法令等に基づき、又は組合の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

3　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第４　事業費の明細　　（単位：円）

区分			金額
人件費	諸給与		
	退職金		
	厚生費		
	小計	(1)	
物件費	借地借家料		
	営繕費		
	旅費交通費		
	・・・・・・・・・・・・・		
	小計	(2)	
計		(1)＋(2)＝(3)	
再保険手数料		(4)	
差引計		(3)－(4)	